



奈良県自転車条例

(奈良県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例)

自転車保険に加入しましょう

ヘルメットを着用しましょう

(65歳以上の高齢者の方は努力義務)

令和2年(2020年)4月1日から!

- 万が一の事故のとき自分と相手を守るため、備えが必要です。自転車損害賠償責任保険に入りましょう。
- 自転車乗車中の死亡事故の多くは頭部損傷によるもので、その3分の2を65歳以上の高齢者が占めています。

高齢者が自転車に乗るときは、わが身を守るヘルメットを着用してください。

「奈良県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が公布されました。自転車は幅広い世代が利用でき、環境にも優しい乗り物です。しかし、自転車による事故は後を絶たず、高額な賠償請求事案も発生しています。自転車は正しく利用しないと危険な車両であることを認識し、ルールを守って安全に利用しましょう。

(条例に関するお問い合わせ)

奈良県 安全・安心まちづくり推進課
電話番号 0742-27-7013

自転車条例総合窓口

自転車条例について詳しくはこちら

